

正	誤
ページ段行	ページ段行
令和七年七月二日（号外第百五十一号）公布政 令第一百三十七号（地方自治法施行令等の一部を 改正する政令）	令和七年七月二日（号外第百五十一号）公布政 令第一百三十七号（地方自治法施行令等の一部を 改正する政令）
（印刷誤り）	（印刷誤り）
四上五八行頭をそれぞれ一字下げる。	四上五八行頭をそれぞれ一字下げる。
平成十八年十二月十九日（号外第二百八十四号） 文部科学省告示第百四十七号（文化財を登録有形 文化財に登録する件）	平成十八年十二月十九日（号外第二百八十四号） 文部科学省告示第百四十七号（文化財を登録有形 文化財に登録する件）
（原稿誤り）	（原稿誤り）
八上表中名称陰庵	八上表中名称陰庵
一六欄中名称陰庵	一六欄中名称陰庵
平成三十年五月十日（号外第百号）文部科学省 告示第七十五号（文化財を登録文化財に登録する 件）	平成三十年五月十日（号外第百号）文部科学省 告示第七十五号（文化財を登録文化財に登録する 件）
（原稿誤り）	（原稿誤り）
三下表中地欄中所在新富町一	三下表中地欄中所在新富町一
五	五
新富一	新富一